



公立大学法人 奈良県立医科大学
イメージキャラクター
ガイドライン

平成 29 年 8 月 29 日版

平成 30 年 10 月 9 日改定

令和 2 年 9 月 1 日改定

令和 3 年 3 月 31 日改定

令和 3 年 5 月 12 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

はじめに

平成29年、「奈良県立医科大学の将来像」実現のための方策の一つとして、イメージキャラクターを公募により制定いたしました。

本書は、公立大学法人奈良県立医科大学シンボルマーク及びイメージキャラクターに関する規程第3条で規定する同規程の細則であり、イメージキャラクターを統一的に使用し本学の特色や個性をアピールしていくために、イメージキャラクターの使用に関し、一定の基準をガイドラインとして示したものです。

イメージキャラクターが皆さまにより広く親しまれ、また本学のイメージアップにつながるよう、ガイドラインに沿って適切にご使用ください。

1	イメージキャラクタープロフィール	1
2	キャラクターの基本ポーズとカラー指定	2
3	最小サイズ	3
4	白抜きの使用について	3
5	キャラクターのポーズバリエーション	4
6	キャラクターのフェイスバリエーション	4
7	その他のポーズ	5
8	使用禁止例	8
	備考：イメージキャラクターの使用手続き	9

1 イメージキャラクタープロフィール



しょうとくた医師くん

「しょうとくた医師くん」は奈良県立医科大学の位置する奈良県飛鳥地方にゆかりのある聖徳太子をモチーフとし、歴史上数々の偉業を成し遂げ、高齢者や病気の方の救済にあたった四箇院を建立したとされる聖徳太子と、奈良県の医療に大いに貢献する奈良県立医科大学をかけたキャラクターです。

姓は「しょう」、名は「とくた」、職業は「医師」で、特技は10人を同時に聴診することです。

2 キャラクターの基本ポーズとカラー指定



■ 基本カラー ※イメージキャラクターの基本表示色は、下記のとおりとし、カラーの場合は正しい色を再現してください。



帽子
DIC193
C35%/M100%/Y35%
R164%/G11%/B93%



髪・眉毛・目・髭・名札(文字)・
聴診器(チューブ)・ライン
DIC582
K100%
R0%/G0%/B0%



肌
DIC2060
M10%/Y25%
R254%/G235%/B200%



聴診器(チェストピース)
DIC651
K50%
R159%/G160%/B160%



口・名札(ライン)
DIC561
M100%/Y100%
R230%/B18%



白衣・名札(下地)
DIC583
C0%/M0%/Y0%/K0%
R255%/G255%/B255%



袖の中
DIC2139
C20%
R211%/G237%/B251%



靴
DIC579
C100%/M60%/Y15%
G93%/B57%

3 最小サイズ

「しょうとくた医師くん」の形態が潰れないように表示するために、最小使用サイズを推奨しています。



4 白抜きの使用について

イメージキャラクターは白抜きでの使用も可能であり、地色の系統に制約はありません。

下記は、白抜きの推奨例です。白地の場合は、黒、NMUブルー または NMUグリーン（シンボルマークの色）を推奨します。



5 キャラクターのポーズバリエーション

キャラクターのポーズバリエーションです。



【喜ぶ】



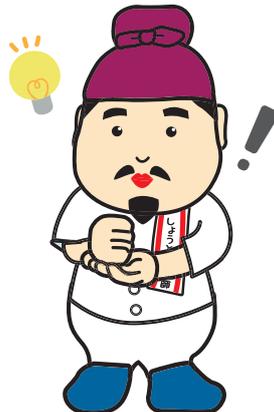
【驚く】



【読書する】



【応援する】



【ひらめく】



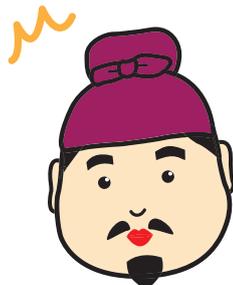
【首をかきげる】

6 キャラクターのフェイスバリエーション

キャラクターのフェイスバリエーションです。



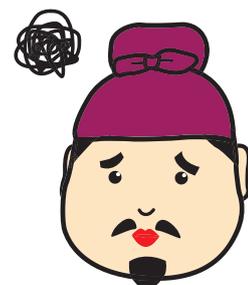
【基本】



【驚く】



【喜ぶ】



【首をかきげる】

7 その他のポーズ

キャラクターのポーズバリエーションです。



【1】



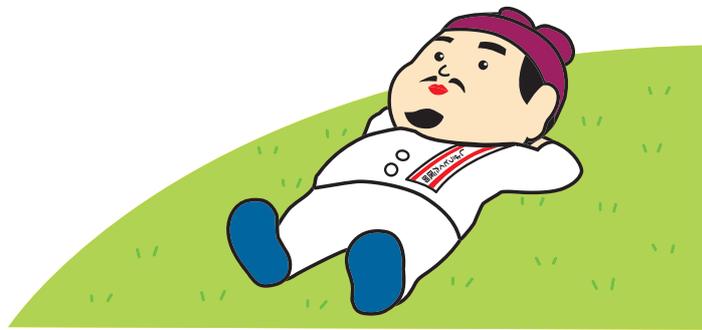
【2】



【3】



【4】



【5】



【6】



【7】



【8】



【9】



【10】

7 その他のポーズ

キャラクターのポーズバリエーションです。



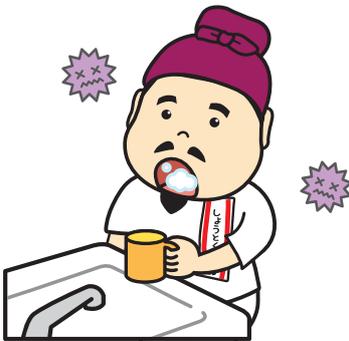
【11】



【12】



【13】



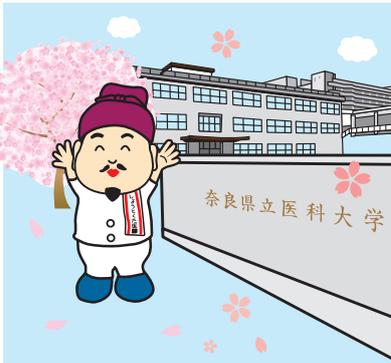
【14】



【15】



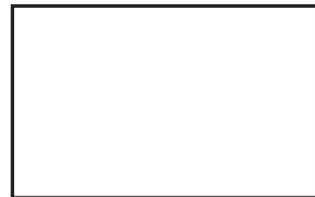
【16】



【17】



【18】



【19】



【20】



【21】

※【21】のみ、看板内に文字等を重ねることができます

7 その他のポーズ

キャラクターのポーズバリエーションです。



【22】



【23】



【24】



【25】



【26】

8 使用禁止例

縦横比率・色の変更・反転など視認性を妨げる使用は禁止します。



× 反転



× アレンジを加える



× 視認性を妨げる
背景色やパターンでの使用



× 変形



× 色の変更



× 顔に文字や別イラストを重ねる

備考 イメージキャラクターの使用手続き

下記要領により適切にイメージキャラクターをご使用ください。

①使用基準

イメージキャラクターの使用に当たっては、その目的が次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学(以下「法人」という。)及び法人が設置する奈良県立医科大学(大学院を含み、以下「大学」という。)が行う教育、研究、診療及び地域貢献活動等の推進に寄与すること
- (2) 法令や公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に使用しないこと

②使用範囲

使用できる範囲は以下のとおりです。

- (1) 学生証、職員証・徽章、学位記、賞状及び各種証明書等の法人又は大学(以下「本学」という。)における公式文書に使用する場合
- (2) 本学の役員、職員及び学生(以下「役職員等」という。)が活動に際し使用する法人旗や応援幕等に使用する場合
- (3) 役職員等のユニフォームに使用する場合
- (4) 本学が発行する出版物等に使用する場合
- (5) 本学のホームページに使用する場合
- (6) 本学が作成する封筒、便箋又は文具類や記念品等に使用する場合
- (7) 本学が主催又は共催する各種行事・イベント等で使用する場合
- (8) 役職員等が使用する名刺及び報告発表等に用いる資料等に使用する場合

③使用許可申請

本学及び役職員等(以下「本学関係者」という。)が「②使用範囲」においてイメージキャラクターを使用する場合は手続きは不要ですが、「②使用範囲」以外のものにイメージキャラクターを使用する場合は、本学関係者以外の者がイメージキャラクターを使用する場合は、使用許可申請書(一般用)により理事長に申請し、許可を得なければなりません。「①使用基準」を基に、使用の可否を決定し、使用許可通知書(一般用)又は使用不許可通知書(一般用)のいずれかにより通知します。なお、許可に際しては条件を付ける場合もあります。イメージキャラクターの持ち物変更等にも応じますのでご相談ください。

使用許可申請書(一般用) (下記よりダウンロードください)

<http://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/cshinseisyo-ippan.docx>

④営利を目的とした使用及び許可申請について

イメージキャラクターは、営利目的に使用してはなりません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、使用許可申請書(営利目的用)により理事長に申請し、許可を受けた場合に限り、使用する事が可能です。理事長は「①使用基準」を基に、使用の可否を決定

し、使用許可通知書(営利目的用)又は使用不許可通知書(営利目的用)のいずれかにより通知します。なお、許可に際しては条件を付ける場合もあります。又、別途使用料等を徴する場合があります。その場合は、使用契約書も併せて締結する必要があります。その際、使用の許可を受けた者は、必ず事前に関連する所属(本学産学官連携推進センター等)とイメージキャラクター使用に係る契約内容について協議を行ってください。

- (1) 企業等との共同研究や企業等からの委託による受託研究等の研究成果等に関し、以下の項目でイメージキャラクターを使用する場合
 - (ア) 研究成果等に関する広告に使用する場合
 - (イ) 研究成果等に基づいて開発する製品の広告に使用する場合
 - (ウ) 研究成果等に基づいて開発する製品の販売に使用する場合
 - (エ) 研究成果等に基づいた役務の提供に使用する場合
- (2) その他理事長が適当と認める場合

使用許可申請書(営利目的用) (下記よりダウンロードください)

<http://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/cshinseisyo-eiri.docx>

⑤使用者の遵守事項について

イメージキャラクターを使用する全ての者は、本ガイドラインに定める諸規定を遵守しなければなりません。又、第三者にイメージキャラクターを使用させてはいけません。

⑥使用の停止等

イメージキャラクターの使用にあたり以下のいずれかに該当する場合は、イメージキャラクターの使用停止、使用許可の取消又は使用物品の回収等の必要な措置を講じます。その際に損害が生じることがあっても、本学はその責は負いません。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合
- (2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 許可申請が必要にもかかわらず、無断で使用している事が判明した場合
- (4) 本ガイドラインの定める事項に違反した場合
- (5) その他理事長が必要と認めた場合

⑦お問い合わせ先

イメージキャラクターの使用についての問合せは、法人企画部総務広報課までご連絡ください。

公立大学法人奈良県立医科大学

法人企画部総務広報課

TEL0744-22-3051 内線：2206

データの配布

以下のページからデータをダウンロードして使用してください。

<https://www.naramed-u.ac.jp/gakunai/soshiki/somuka/imagecharacter.html> (学内限定)